

第五條
第六條
第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

金の使費を濫用を要す

党の政綱を策定は大会の承認を要す

党の機関紙の会計は独立会計とし

会計監査は会計の監査に任じ不党各種の会報に於て党

言應を有し各種の機関に對し答弁を要する事を得

党の會計年度は毎年十月一日より翌年九月三十日までとし

第八條 規 則

党員にして凡の一切該當するものは中央執行委員会に

は大会に於て下條を定めることを得

一 党の綱領を要決議に違背したる者

二 党の面目を毀壞したる者

三 党の規程を破したる者

前條の規程は又都府及支那聯合会にも準用す

第九條 附 則

党の綱領及規程は党大会出席代表員三分ノ二以上の賛

成を得るに非ざれば變更加除することを得

本規程は 年 月 日 之を實施す

別 表 一
党員出席代表員選出比率

又都府員百名迄は一名以上百名未満は増す毎に一名

別 表 二
支那聯合会出席代表員選出比率

支那員五十名迄は一名以上五十名未満は増す毎に一名

別 表 三
中央執行委員選出比率

選出は三百名以上千名迄は一名千名以上三千名迄は二名

以上